

熱海市被災宅地復旧事業 補助金制度について

熱海市では、令和3年7月に発生した熱海市伊豆山土石流災害によって被害を受けた宅地について、その復旧工事費用の一部を助成する補助金制度を創設しました。

目的

令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害の被災者の生活環境の早期の復旧及び、被災地区の安全性の回復を図ることが目的です。

補助対象の土地

令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害によって被害を受けた宅地が対象です。

補助対象の工事

被害を受けた宅地を被災前の状態に復旧するための工事で、「のり面の復旧工事」「擁壁の復旧工事」「地盤の復旧工事」のいずれかに該当する工事が対象です。

補助金額

補助対象工事に要した費用もしくは、補助対象工事に要する費用として市が算出した費用の、いずれか少ない金額の90%を補助します。

Q & A

Q. 古くなった擁壁を土石流での被害は無かったが作り直したい。補助金の対象となりますか？

A. 土石流の被害がなかった擁壁等は補助の対象となりません。

Q. 申請期間はいつまで？

A. 被災地の早期復興を促進するため、帰還可能になった時点から1年以内を申請期限としています。個々の世帯によって事情が異なりますので、詳しくはお問合せください。

Q. ブロック塀やフェンスは補助の対象となりますか？

A. 今回の補助金は被災した宅地（地面）の復旧が対象のため、ブロック塀やフェンスは対象外となります。

Q. 小規模住宅地区改良事業に合わせて行う計画だった、被災地の宅地の買収・分譲はどうなったの？

A. 熱海市は宅地買収・分譲による被災地の復興方針を発表した後に、被災者の皆様のご意見やご意向をお聞きしました。その結果、分譲時の土地価格への不安や、元居た場所への帰還希望などに対応するため、買収・分譲方式を見直して、今回の補助金により被災者の皆様への支援及び被災宅地の復興促進を図ることにいたしました。

Q. 補助金の申請はいつおこなって、補助金はいつ支払われるの？

A. 補助金の流れについては裏面をご覧ください。

■ 本パンフレット内容は概要であり、補助には様々な条件があります ■

■ 詳しくは下記までお問合せください ■

熱海市 観光建設部 都市整備課 復興調整室 TEL 0557-86-6386
健康福祉部 長寿介護課 被災者支援室 TEL 0557-86-6210

補助金手続の流れ

